

No.物 _____

各務原市文化会館（市民会館・文化ホール）

物品販売承認申請書

年 月 日

各務原市文化会館 館長

申請者 住 所 _____

団体名・企業名 _____

代表者名 _____

電 話 _____

■下記のとおり物品販売を申請します

催 事 名 称	
利 用 日 時	年 月 日 () 時～ 時まで
販 売 場 所	市民会館 ・ 文化ホール ※いずれかに○を付けてください
販 売 物 品 販 売 価 格 等	

※販売終了後に販売実績を報告してください。

※取扱手数料として売上代金の10%をお支払いいただきます。

ただし、公益性の高い事業に伴う物品販売については、手数料を免除する場合があります。

受付日	受付印
/	

各務原市文化会館での物品販売について

各務原市文化会館では、当会館の利用促進並びに会館利用者の利便性向上を目的に、会館での催事に関係して営利を目的とする物品の販売をすることができます。ご依頼は下記の内容をご確認の上、物品販売承認申請書を文化会館窓口まで提出してください。

1. 各務原市文化会館の使用許可書が交付された催事に付帯し、催事に関連する物品を販売できます。

(例 音楽 CD、DVD、書籍、写真、関連グッズ等)

2. 販売する物品が、明らかに会館で開催する催事よりも物品販売行為のウェイトが高いと判断される場合はお断わりします。

3. 販売場所は、各務原市民会館、各務原市文化ホールのそれぞれで使用するホールのホワイエの一角とします。

※ただし、催事の内容や販売物の性質によっては、販売場所をご相談ください。

(ホール内での販売はできません)

4. 販売行為は主催者が責任を持って行い、販売物の管理、金銭管理、販売物品に対するクレーム処理等は、その一切を主催者が負うものとします。

5. 物品販売手数料として、売上金額の10%をいただきます。物品販売手数料は、催事開催日の当日に精算してください。

※ただし、福祉関連活動等、公益性の高い事業に伴う物品販売については、手数料を免除する場合があります。該当する場合は、事前にご相談ください。

その他、ご不明な点は各務原市文化会館へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

各務原市文化会館

各務原市蘇原中央町 2-1-8

TEL 058-389-1818